

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/9/1 火	861	840	856	188	181	185	58	17	35
9/2 水	859	823	853	189	178	185	67	8	32
9/3 木	858	841	854	188	182	185	38	7	19
9/4 金									
9/5 土									
9/6 日									
9/7 月									
9/8 火	860	827	850	188	178	185	41	8	20
9/9 水	856	836	849	187	183	185	17	7	9
9/10 木	858	815	849	190	171	184	52	8	17
9/11 金									
9/12 土									
9/13 日									
9/14 月									
9/15 火	861	835	851	189	182	185	43	9	18
9/16 水	860	832	850	189	181	185	31	7	15
9/17 木	856	809	845	189	182	185	35	7	13
9/18 金									
9/19 土									
9/20 日									
9/21 月									
9/22 火	859	820	851	190	181	185	55	7	21
9/23 水	857	814	842	187	179	184	17	7	10
9/24 木	867	776	845	191	180	185	52	6	21
9/25 金									
9/26 土									
9/27 日									
9/28 月									
9/29 火									
9/30 水									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※

 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

 部分は休日

 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2号炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R8/9/1 火	876	855	858	191	178	185	16	10	12
9/2 水	874	837	856	193	180	185	43	9	14
9/3 木	857	851	855	188	180	185	12	9	10
9/4 金									
9/5 土									
9/6 日									
9/7 月									
9/8 火	876	806	852	189	176	183	14	8	10
9/9 水	856	820	847	187	177	183	11	8	9
9/10 木	861	826	851	192	175	183	12	8	10
9/11 金									
9/12 土									
9/13 日									
9/14 月									
9/15 火	862	854	856	189	182	185	11	9	10
9/16 水	858	820	851	188	178	184	18	8	10
9/17 木									
9/18 金									
9/19 土									
9/20 日									
9/21 月									
9/22 火	857	842	854	188	182	185	11	9	10
9/23 水	855	819	840	188	174	181	9	7	8
9/24 木	871	758	842	188	182	185	25	8	11
9/25 金									
9/26 土									
9/27 日									
9/28 月									
9/29 火									
9/30 水									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※

 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

 部分は操業停止

 部分は保守点検等による操業停止